

障害者差別解消法について



久留米市 健康福祉部
障害者福祉課



障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

- 平成25年6月26日公布
- 平成28年4月 1日施行

■目的

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が
障害の有無によって分け隔てられることなく共生する
社会の実現に資する



法律が禁止する差別

■障害者差別とは？

障害者差別解消法(以下「法」という。)が禁止する
障害者差別は2種類

- 1 不当な差別的取扱い
- 2 合理的配慮の不提供

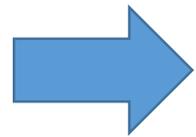
禁止の対象は、「行政機関等」及び「事業者」。
(個人は対象外)



不当な差別的取扱いの禁止

■ 不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者ではない者より不利に扱うこと。



つまり、障害を理由として、サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者ではない者に対して付さない条件を付けることによって、障害者の権利利益を侵害すること。



不当な差別的取扱いの禁止

■不当な差別的取扱い（例）

①サービスの利用を拒否すること

- ・人的にも設備的にも体制が整っており、対応が可能であるにもかかわらず、重度の障害や多動の障害者の福祉サービスの利用を拒否するなど。

②サービスの利用に際し、条件を付すこと(障害のない者には付さない条件を付すこと)

- ・サービスの利用に当たって、他の利用者と異なる手順を課し、仮の利用期間を設けたりすることなど



不当な差別的取扱いの禁止

■不当な差別的取扱い（例）

③サービスの利用・提供に当たって、他のものとは異なる取扱いをすること

- ・正当な理由なく、本人または家族（本人の意思が困難な場合に限る）の意思に反して、福祉サービスを行うこと
- ・本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること。
- ・大人の利用者に対して、幼児の言葉で接することなど



合理的配慮の不提供の禁止

■ 合理的配慮の不提供の禁止

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、

その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、

社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(第7条第2項)



合理的配慮の不提供の禁止

■合理的配慮の提供（例）①

【物理的環境への配慮の例】

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡したり、パンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりする
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。



合理的配慮の不提供の禁止

■合理的配慮の提供（例）②

【意思疎通の配慮の例】

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 書類記入の依頼時、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。また、本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。



合理的配慮の不提供の禁止

■合理的配慮の提供（例）③

【ルール・慣行の柔軟な変更の例】

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 他人との接触、他人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。



障害を理由とする差別（まとめ）

■障害者差別の禁止と法的義務

「不当な差別的取扱い」 ⇒ 作為に係る差別

「合理的配慮の不提供」 ⇒ 不作為に係る差別

【実施主体による法的義務の相違】

| | 差別的取扱いの禁止 | 合理的配慮の不提供の禁止 |
|--------|-----------|--------------|
| 地方公共団体 | 法的義務 | 法的義務 |
| 事業者（※） | 法的義務 | 法的義務 |

※事業者には、個人事業者やNPOなど非営利事業者も含む



久留米市障害者差別禁止条例

■正式には・・・「久留米市障害を理由とする差別をなくす条例」

- 令和5年12月22日成立
- 令和6年4月1日施行

■目的

障害を理由とする差別の解消の推進するために、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、及び基本となる事項を定めることにより、障害の有無によって分け隔てられることのない、互いに人格と個性を尊重し合い、支え合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。



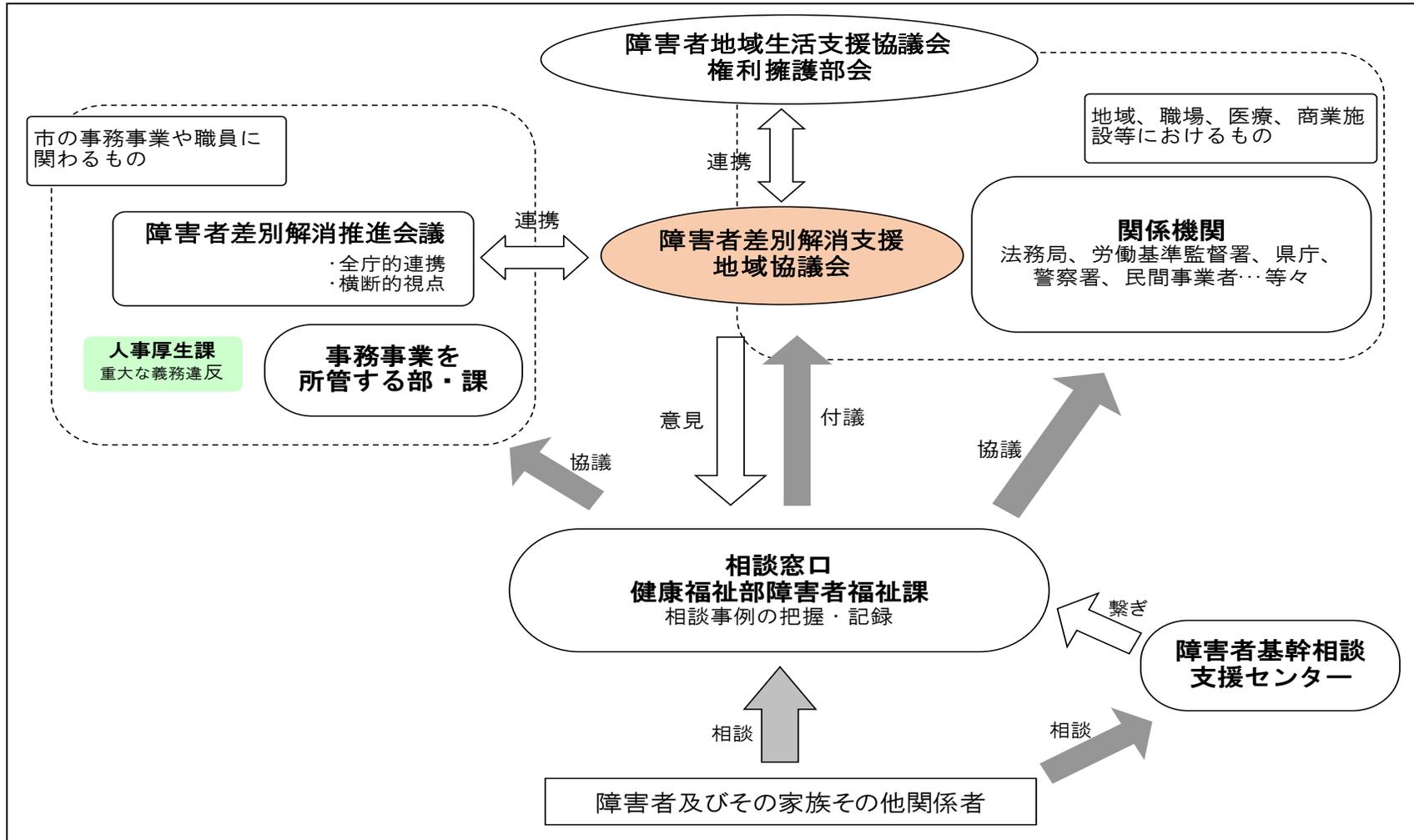
本人の意向を踏まえたサービス提供 (同性介助)

施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものである。

なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。



障害者差別に関する相談体制



ご清聴ありがとうございました。

